

議会事務局長から「回答の必要はない」として、拒否された質問の内容とやりとり。

吉岡の入院中に議会事務局長が行った『ルールを変える理由』にした私個人に関する説明について

木林事務局長 様 (2020・7・9)

6月29日 にお願ひした「確認と要望」の件ですが、回答を 7月 9日 午後 2時半ころまでにお願ひ致 します。

本事務局長 様 (2020・6・29)

1点目。資料提示の要求 と質問。

今年の 2月 5日 の議会改革特別委員会 (吉岡欠席)で、あなたは、「吉岡議員の方から多々色んなご提案を頂くのですが、提案の中身が、ちよつと議員個人に係る案件が非常に多く、それをただ事務局の段階で断ることにも行かない」(議事録 p13)と、発言しています。

(注：吉岡欠席・・・入院中)

質問 (1)

私の議会改革に関しての「提案」の「中身」のどれが、「議員個人に係る案件」なのか、具体的に示して頂きたい。

なお、同日の会議説明資料にある「資料 No.3」には、具体的事例が全く書かれていないため、明らかにすることを求めます。

質問 (2)

もし、提案された案件が、本当に「議員個人に係る案件」であるなら提案者が誰であれ、「事務局の段階で断ることにも行かない」などは、あり得ないことですし、あつてはならないことです。

ましてや、面と向かつて、あるいは、メール等で「暴言」を吐いても、後日、撤回や謝罪を一切行なわない議会事務局長が、「事務局の段階で断ることにもいかない」などと言うのは、「事務局長を被害者」と演出するための「科(しな)を作った嬌態」そのものと言わざるを得ません。

改めてお聞きします。

事務局が「議員個人に係る案件」と判断したのに、なぜ、断らなかったのですか？

2点目。「委員会」の議事録作成の確認 と依頼

質問 (1) 議運を合む委員会等の議事録の作成については、「要点記録」となったのですか？ 念のため確認 します。
時間がなくなった会議の終了間際の「その他」の中で出た件です。
「要点記録にする」理由を「人手不足」を上げましたが、これ自体が、1つ の問題です。検討する余地が あります。
議員全員の意見集約の結果とは思われませんが、どう判断されますか？

質問 (2) 誰が「要点と判断」し、記録するのですか？
これは、重要な問題ですのはっきりさせましょう。
誰の意向を受けてのことかはわからないが、「明らかに話し合われた」事実があるのに「話し合われていない」と言ったり、「テープでの確認」を求めると処分したと言ったり、意図的な「要点記録」がなされたりした事実はありますか？「誰が要点と判断 し記録するのか」という点を、はっきりさせる必要があると考えます。
議会事務局を「隠蔽の巣窟」にはなりません。

3点 目。 6月 26日 に行なわれた議会改革調査特別委員会の「要点記録」の確認を参加者の私の方からも請求 します。

記録 (テ ープ)を参加者全員の同意もなく、勝手に議会事務局で「消去・廃棄」することは、とんでもない「証拠隠し」と言われても仕方がないことです。そうしたことがないよう、強 く要求しておきます。
因みに、私は議会改革調査特別委員会の参加者ですから、確認する資格はあるものと思 っております。
なんとしても、「重要な問題」が、きちんと記録されているか、確認する必要を感じているからです。

059- 1501
勇払郡安平町早来大町 141-47
吉岡政昭